

## 第29回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日時：平成25年3月12日（火）14：00～15：50
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 1214特別会議室
3. 出席委員：上野分科会長、渡邊分科会長代理、石川委員、大隈委員
4. 議事概要

- (1) 独立行政法人北方領土問題対策協会第3期中期計画（案）について
- (2) 平成24年度業務実績評価について
- (3) 報告事項について
- (4) 今後の予定について

○上野分科会長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中を御参集いただき、誠にありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認いたしました。

ただいまから第29回「北方領土問題対策協会分科会」を開催いたします。

本日の議題ですが、まず議事次第の2. のところに書いてございます「独立行政法人北方領土問題対策協会第3期中期計画（案）」について、それから、3. のところですが、「平成24年度業務実績評価」について、4. のところ、法人からの「報告事項について」ということになります。最後に事務局から今後の予定等の説明を受けて閉会することいたします。

それでは、まず「独立行政法人北方領土問題対策協会第3期中期計画（案）」についてでございます。独立行政法人通則法第30条第3項に、主務大臣は、中期計画を認可するに当たり評価委員会の意見を聞かなければならないとなっています。本件につきましては、間もなくなのですが、来る15日金曜日の本委員会でも御審議いただくこととなります。

それでは、事務局から資料の確認の後、続けて北対協から中期計画（案）について御説明をお願いしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

○山崎事務官 本日はお忙しいところをありがとうございます。事務局の山崎です。

資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料をご覧ください。

まず資料1、北対協の第3期中期計画（案）が3枚紙でございます。

次に、先日先生方に御審議いただきました中期目標と新しい中期計画第3期のものと第2期の中期計画が3列になった資料2がございます。

その次に、別紙といたしまして中期計画の予算の計画表がございます。

次に資料3なのですが、ここから評価のほうになりまして、北対協の24年度の事業評価の評価基準（案）です。

次に、これも総合評価表が資料4として1枚。

次に、項目別評価表が資料5としてございます。

資料6といたしましてクリップでとまっておりますが、業務方法書の一部変更についての資料でございます。

資料7といたしまして長期借入金・償還計画についての資料でございます。

最後に、資料8といたしまして1枚紙で今後の予定についてでございます。

次にクリップで束になったものが参考資料になります。

まず参考資料1が、前回も見ていただきましたけれども、政策評価・独立行政法人評価委員会からの勧告の方向性について。

次が北対協の組織・業務の見直し案ということで、平成25年1月25日の内閣府・農林水産省の連名になったものが参考2。

参考3が北対協から両主務大臣に対しての認可申請の公文。

参考資料4が、ここから評価のほうになります。政独委から各省独法評価委員会への23年度における業務の実績評価の結果についての意見です。

参考資料5が20年～24年の第2期の全体に関する評価表の案でございます。

参考資料6が参照条文となっております。

資料が大部にわたるのですが、もし足りないものなどがあれば、途中でもおっしゃってください。

事務局からもう一つ報告がございます。

先月皆様に中期目標のほうを分科会、親委員会と審議いただきまして、協議も整いまして、3月1日に北対協に指示をしたところでございます。その間に財務省との協議の中で、資料2の2ページ目をご覧ください。と思っておりますけれども、人件費についての記載がございます。一番左側の欄になるのですが、中期目標です。ここを先生方に見ていただいたときは「人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組む」で前回は終わっていたのですが、各法人横並びでということで、「取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する」という文言が追記になりましたので、この旨御報告いたします。

事務局からは以上です。

○上野分科会長 では、北対協、お願いします。

○荒川理事長 北対協の荒川でございます。

本日は中期計画を御説明申し上げる機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

北方領土問題をめぐる最近の動きにつきましては、先月2月21日森元総理大臣が総理特使として安倍総理大臣の親書を持ってプーチン大統領と会談され、また報道ベースですが、安倍総理大臣が来月下旬にも日本の総理大臣として10年ぶりにロシアを公式訪問

する予定という話が出てきております。

そのような状況を踏まえまして、我々北方領土問題対策協会は、原点であります北方領土問題対策協会法第3条に書かれております協会の目的、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを改めて確認した上で、内閣府から御指示いただいた中期目標に沿って中期計画を作成いたしました。

具体的内容については、引き続き川名事務局長のほうから説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川名局長 それでは、協会の第3期中期計画（案）につきまして説明させていただきます。

資料は1と2がありますが、資料2のほうが第3期中期目標と第3期中期計画の案、それから、現行の第2期中期計画を対比したものとなっておりますので、資料2を使って説明させていただきます。

赤文字が変更部分でありますので、それを中心に説明させていただきます。

まず1ページであります、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」であります、一般管理費の部分では期間の変更は赤文字で示しているとおりでございます。内容は前中期計画と変わらず、一般管理費を5年間で7%削減するものであります。

その下から2ページにかけまして業務経費の部分の記述がございます。内容は前中期計画と変わらず、業務経費を毎年度前年度比1%の効率化を図るといったものであります、赤文字で「四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く」としておりますのは、「えとぴりか」の傭船・運航に係る経費は14年間の固定経費でありますので、中期目標同様に削減対象から除いております。

次は、整理合理化計画等が凍結されたために中期目標と同様に削除したものであります。

次に先ほど話に出ました人件費に関しての部分でございますが、引き続き見直し、検証を図るものでありまして、人事院勧告等と政府の方針を踏まえ見直しを図るとともに、給与水準の適正性についても引き続き検証、公表するものとしております。

3ページになりますが、札幌事務所の移転の件であります。既に20年度に移転済みのため削除しております。

その下の契約に関しましては、引き続き一般競争入札等の競争性のある契約を前提として取り組んでいくものとし、各種監査等でもチェックを受けるものとしております。

「また、」以下の赤文字は、公告期間の確保や仕様書の見直しなど、一者応札、一者応募の縮減にも引き続き取り組んでいくものとしております。

一番下から4ページにかけてであります、内部統制に関しましては勧告の方向性、中期目標も踏まえ、総務省の研究会の報告書や政独委からの意見を踏まえ、日常的なモニタリングや監事監査や内部監査を実施し、さらなる充実強化を図るものであります。

次の部分は総務省政独委からの指摘も踏まえまして、毎年度の運営費交付金額の算定に

つきまして厳格に行うとするものであり、また、財務内容の透明性の確保という観点から決算情報の公表を行っていくものであります。

次の5ページであります、「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」であります、これが当協会の柱となります事業の部分であります。

まず「(1) 国民世論の啓発」であります。

「①北方領土返還要求運動の推進」であります、6ページの赤文字の「さらに」以下の部分では、中期目標で民間企業と連携した啓発活動につきまして検討すると言及されているところであります、内閣府の平成25年度の調査研究の結果も踏まえ、5年間で検討を進めていくものであります。

その下の赤文字の部分であります、現中期計画で検討を進めていた指標につきまして、次期中期計画で活用を図っていくこととし、勧告の方向性でも国民世論の形成等につきまして多角的に測定・分析することで事業の改善に資するとされていることから、事業参加者のアンケートを効果の把握に活用するとともに、政府の世論調査等も用いて国民の全体の関心度も踏まえ、事業改善に資するものであります。

7ページであります、「②青少年や教育関係者に対する啓発の実施」であります。

(ア)の部分であります、これまでも事業参加者に対しまして事後活動のお願いをしてきておりますが、より効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促していくものであります。

下のほうから8ページにかけてであります、各種事業では参加者へのアンケートを実施した上で、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等を行い、事業改善に努めるものであります。

(イ)は教育者会議の関係であります。教育者会議の設置や活動への働きかけにつきましては引き続き実施するものとしておりまして、教育者会議へのアンケート等を実施することで、活動状況を他の教育関係者等にフィードバックするよう努めることとしております。

「③北方領土問題にふれる機会の提供」であります。下から9ページにかけて記述しております。勧告の方向性等も踏まえまして、これまでの「わかりやすい情報の提供」から「北方領土問題にふれる機会の提供」に変更されましたことから、パンフレット等の作成に加えて多くの国民の目に触れるような事業展開を行うこととし、インターネット等のICTの活用、街頭ビジョン等の利用を実施していくもので、その際にはわかりやすい情報の伝達に努めることとしております。また、イベントなどを実施した場合には参加者へのアンケートを実施するなど、参加者等の関心度等も把握するよう努めることとしております。

9ページ～10ページにかけてであります、2つ目の柱であります「北方四島との交流事業」であります。

この交流事業につきましては引き続き事業を実施していくものであります、中期目標

にありますとおり、政府から次代の四島交流事業に関する在り方に関しまして方針が示された場合には、その方針に基づき見直し等を図っていくこととしております。

「②専門家交流」についても同様であります。

「四島交流等事業に使用する後継船舶の確保」は、平成24年度から「えとぴりか」が供用開始となったため削除しております。

続きまして11ページであります。3つ目の柱になります「北方領土問題等に関する調査研究」であります。引き続き毎年度必要なテーマを決定し、調査研究を行っていくこととしております。さらに活用状況を把握するなどして、必要性の低いもの等につきましては見直し、改廃を図ることとしております。

12ページに前期中期計画にありました国際シンポジウムに関しましては必要に応じて開催するとしておりましたが、調査研究としての必要性も鑑み、次期中期計画では削除しております。

4つ目の柱であります「元島民等の援護」であります。引き続き元島民等が行う活動事業に対する支援を実施いたしますが、活動内容が多岐に渡ってくることも想定されるため、「署名活動等」と赤字で書いてありますこの「等」を追加しております。

続きまして13ページでございます。5つ目の柱であります「北方地域旧漁業権者等に対する融資事業」であります。

「①融資制度の周知」の部分であります。制度変更から年数も経過しておりますため表現を簡略化しております。

次に14ページでございます。③④は追加となっているものであります。

「③事業結果の分析・検証」であります。勧告の方向性を踏まえ、融資実績の分析を行い、メニュー見直しを図るものであります。

「④融資資格承継の的確な審査」であります。これも勧告の方向性を踏まえ、資格承継につきましては引き続き的確な審査を実施するものであります。

⑤は引き続きリスク管理債権の適正な管理を行うものであります。平成23年度に住宅関連資金の統合を行った関係で文言を修正しております。

続きまして15ページでございます。「⑥法人資金の停止」でございます。平成20年度当初に停止した法人資金につきましては引き続き停止していくことにしております。

その下の2つの内容は、いずれも平成23年度に実施済のため削除しております。

続きまして16ページでございます。「3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」であります。これらにつきましては冒頭にありました経費削減を行うことを前提に計画を立てたものでありまして、説明は割愛させていただきます。

「4. 短期借入金の限度額」の部分は特に変更はありません。

続きまして17ページの「5. 重要な財産の処分等に関する計画」と「6. 剰余金の使途」はいずれも今回変更がありません。

「7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項」では、まず「（1）施設及び設

備に関する計画」は、施設整備に関しまして羅臼国後展望塔の改修が平成25年度に実施予定のため修正しております。

続きまして18ページでございます。「(2) 人事に関する計画」でございますが、「①方針」で適性に応じた人員配置をこれまでに引き続き取り組んでいくものとしておりまして、さらに評価委員会での御指摘も踏まえまして、ロシア語習得の推進等を追加しております。

「②人員に係る指標」では、期末の常勤職員数は期首を上回らないとしておりまして、増減はなしとしております。

次に19ページでございます。(3)(4)はいずれも追加となっているものであります。

「(3) 中期目標期間を超える債務負担」は内閣府・農林水産省令で「業務運営並びに財務及び会計に関する命令」が改正されまして、同事項につきまして記載することとなったため追加したものであります。中期目標期間をまたぐような複数年の契約を行う可能性があるということでもあります。

(4)でございますが、情報セキュリティ対策は政府におきまして情報セキュリティの取組に関して方針が示されておりまして、その方針を踏まえまして取り組んでいくものであります。

以上で第3期中期計画(案)の説明を終わります。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御意見がございましたらよろしくお願ひします。

○大隈委員 教えていただきたいのですが、今の御説明では省略されたところなのですが、別紙のところでも中期計画の対照表がございまして、第2期と第3期を比較いたしますと、支出のところでも北方対策事業費がかなり大幅に増加になると思うのです。大きなもの、変動、増加するものを教えていただけますでしょうか。

○鶴田総務課長 どうもありがとうございます。

一番大きな要素は、閣僚申し合わせに基づいて四島交流に使用する船舶、「えとぴりか」という名称ですが、この予算が新たについたことによるものです。この船につきましては、四島交流のほかにも元島民が行う自由訪問にも使用するものを国の予算としてつけていただいておりますので、その分が増額になっているのが一番大きな要素でございます。

○大隈委員 どうもありがとうございます。

○上野分科会長 ほかにございますでしょうか。

お願ひします。

○渡邊委員 6ページの一番上で「民間企業と連携した啓発活動」ということなのですが、具体的にはどういうことを今、考えられているか教えていただけますか。

○鶴田総務課長 この事業につきましては、内閣府のほうに民間企業をどう活用して啓発事業ができるかという調査費が25年に計上されております。これらを受けて、調査研究結果に基づいて実施部隊である私どもが民間企業をどう活用していくか、民間企業を使って

事業を行っていくということでございます。施策として、札幌のサッポロビールにもものすごく人が集まるのですけれども、ビアガーデンというのでしょうか、そこに北方領土のブースをつくってパネル展をやったりして、何万人という人が来るところで啓発をしているところでございます。これらについてはあくまでも民間企業のスペースを借りて、民間のイベントというか、そういう企画に便乗した形で民間を活用して啓発を行っていくということで、その可能性を現在、25年に内閣府さんのほうで調査研究いたしまして、その結果に基づいて、その結果を活用して北対協が啓発事業を行っていくというようなことを検討していくということでございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○上野分科会長 そのほかにもございますか。

○渡邊委員 この後のいろいろな進行もあるので、今、聞くより、後でまとめて聞いたほうがいいですね。

○上野分科会長 この件については、今、お伺いしましょう。

○渡邊委員 具体的に文言の修正をしろとか、そういう意味合いではないのですけれども、納沙布岬にある施設、それから、羅臼、3つありますね。これらの施設のそれぞれの目的は結構違うのですか、それとも大体似たような機能を皆さん方は期待しているのでしょうか。

○鶴田総務課長 大きな目的としたら同様のものがございます。ただ、少しだけ違う点を御説明させていただきますと、納沙布岬にある北方館につきましては、わずか3.7キロの近い位置に貝殻島灯台があるし、水晶島が目の前に見える。別海北方展望塔につきましては、野付半島から国後島までわずか16キロという位置にあります国後島が眺望できるということでございます。羅臼国後展望塔につきましてはやや高台に位置しておりまして、国後島の山々が、三十何キロ離れているのですけれども、凹凸があるものですからスケールが大きく見える。中身についてはほぼ同様なものにはなっております。ただ、羅臼については知床のほうから来る観光客の入館も目指しているということでございます。根室管内は1市4町でございます。海のある市、町にはそれぞれの町に1個ずつそういう施設を設置いたしまして、標津町にあるのはうちのものではないのですけれども、目で見る運動の推進を行っているというところでございます。目的的にはほぼ同じでございます。

○渡邊委員 納沙布にあるものはかなり北方領土返還運動の象徴的な意味合いを持った、一番中心的なそういう施設であると私は理解しておりまして、もちろんそれぞれ3つの施設が補完し合っているということでは私も同じ認識なのですが、残念ながら納沙布の施設からは水晶島の一部がちょっと見える程度で、もちろん択捉などは見えないのだけれども、夏場曇っている日も多いし、要するによく見えないのです。北方領土がどこに存在して、どういう形状であるのか。日本の知床半島からどのくらいの距離にあるかということを確認できるのは、やはり羅臼が一番ではないかなと思うのです。

なぜ私がそんなことを言うかということ、どちらかということ今までの啓発運動で根室方面

へ全国から人が集まって、若い青少年や子供たちが集まって納沙布岬に行くので、それ自体は決して問題があると言うつもりはないのですけれども、羅臼のあの建物から見える国後島の存在は、どう見ても直感的に子供たちが、8キロくらいですか、あの沖合に島があるじゃないか、何であれがロシアのものなんだということを、理屈ではなしに感覚で認識できる非常に重要な施設だと私は思うのです。そういうことを考えると、もっと羅臼のほうに人を連れていく。いろいろな会合があって根室に集まるのはいいのですけれども、羅臼が漁業で成り立っているからいいということもあるかもしれないけれども、それは置いておいて、もう少し3つの施設の機能的な、あるいは有機的な連携、そういう啓発活動において根室にだけ人を集めるのではなくて、もう少し今、私が申し上げたような観点からの見直し、そして理屈で北方領土とわからないような小学生、中学生たちにその島の存在を知らしめることは非常に重要ではないかなと感じて、今、そういうことを申し上げたわけでありまして。ですから、具体的に何か文言を直せとか、そういうことではないですけれども、その点を今後中期計画の中で御検討いただけたらいいなということでありまして。

その点で申し上げますと、いいですか、余り時間をあれして申しわけないので手短かに申し上げますが、いわゆる「えとぴりか」は後継船ですね。後継船も北方四島との往来に使うということは最重点であることは間違いのないわけですが、ロシアとの間は中間線があるわけです。そういう意味からすると、あの船に乗せて中間線を越えろというようなことは申し上げませんが、中国がやっているようなことをやれとは言いませんが、あの船を北方四島に行かないまでも、もう少し近場で見える見学だとかそういうものにも使う。あわせて根室付近で働いている漁民だとか水産関係者の生活も知らしめるという機能あるいは役割もあの船の運用にはあってもいいのではないかなと思うので、それもいや、だめだと言うならいいのですけれども、御検討いただければということでありまして。

以上です。

○上野分科会長　どうぞ。

○吉住参事官　私のほうからお答えするのが適切かどうかわかりませんが、全く同じ考え方を持っておりまして、特に羅臼の展望塔については今、先生がおっしゃられましたように、目の前に国後島が、しかももちろん納沙布岬以上にきれいに見えることは当然でございます。実は来年度の概算要求を今、予算委員会で審議中ですが、羅臼の展望塔を増築して、より多くの修学旅行生、今、1クラス分も入れるかどうかという狭さですので、あれをもうちょっと拡充して、少なくとももっと入れるような施設に改築する経費を計上しております。あそこもより多くの人に来ていただくような努力をしております。

それから、「えとぴりか」は基本的には北方四島に行くいわゆる北方四島交流事業等に使う船なのですが、ああいったものを活用した洋上研修でありますとか、そういうものもより今後有効に活用しようということで、実は当方の山本大臣からも、より、「えとぴりか」を活用した、今、先生がおっしゃられたようなこともよく検討するように言われております。この間の国会の審議で、実際に山本大臣が北方領土を視察に行った際にも、我々



の目の前で石破幹事長に電話をして、これは我々の関知する話ではないのですが、自民党の新人議員が今回100人以上当選したのですが、その人たちをあそこに何班かに分けて連れて行って、そのときに「えとぴりか」にも乗ってもらって北方四島を見てもらおうというようなこともどうも党のほうで企画されているやに聞いております。今、先生がおっしゃられた指摘についてはごもっともでございますので、今後とも引き続き中期計画の期間内でできるだけそれを実現していくべく、北対協ともども頑張っていきたいと思っております。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特段修文等の御意見は出なかったものと理解しておりますので、中期計画案についての審議はこれで終了ということでよろしいかと思えます。

一応本日の議論を含めて15日金曜日の本委員会で私のほうから報告をさせていただきます。

それでは、次に平成24年度事業の評価について、資料3、各事業年度の業務の実績に関する評価基準に従って進めていってよいかどうかについて確認したいと思います。

次に、これに加えて資料4、総合評価表（案）、資料5、項目別評価表（案）を用いて評価を実施することとしてよいかどうかをお諮りしたいと思います。

総合評価表と項目別評価表についてですが、項目別評価表は平成24年度事業年度計画をもとに前回23事業年度項目別評価表を修正しております。事務局から変更内容等について簡単に説明を受けた後に、私どものほうから意見を言うという形で審議したいと思います。

まず事務局のほうから評価基準、総合評価表、項目別評価表についての御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山崎事務官 では、皆さん、お手元の資料3、4、5と参考資料4を見ていただけますでしょうか。

先ほど上野分科会長からありましたように、昨年23年度の評価の際に大幅な項目別評価表や評価基準も全て修正を行いましたので、今回は24年度の年度計画に沿う形での修正をしております。

あわせて参考資料4なのですけれども、「平成23年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」ということで、総務省の政独委から意見が出てきているのですけれども、この内容を簡単に申し上げますと、内部統制の充実、強化についてしっかりと評価をするようにというのが一つと、もう一つ、保有資産の見直しについて先ほど渡邊先生からもありましたが、これは活用というよりは保有自体が、職員宿舎でありますとか、保有資産についての正当性をきちんと評価するようにという意見と、最後、評価指標の妥当性ということで各法人横並びで見ている政独委からの御意見ですが、法人の項目別評価の中には年度計画に書かれていることが評価指標としてきちんとあらわれていないのではないかという指摘もございます。その3点を注目して今

後各省の評価委員の先生方には評価をお願いしたいというような紙になっております。

特に下に公文書館について指摘がございますが、ことしは北対協についてはそういう個別の指摘はございませんでした。そして、内部統制につきましても細かく評価指標を立てておりますし、保有資産については保有の妥当性は認められております。今回評価指標を年度計画に沿う形で修正しておりますので、その辺を御注目いただきながら説明を聞いていただければと思います。

では、資料3でございます。評価の基準でございますが、これも前年度と同じでございます。 「1. 評価の目的」といたしましては、「各事業年度の評価は、当該事業年度における中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより中期目標の達成を図るために必要な業務運営の改善等に資することを目的とする」とあります。今回は最後の24年度の評価になりますので、これまで見ていただいたように、次へつながるような御意見とともにいただければと思います。

評価の方法としましては、項目別評価と総合評価により行い、融資、貸付業務については農林水産省の評価委員会の意見も同じく聞くことになっております。

「2 項目別評価」につきましては①②③とありますが、定量的な指標が設定されている場合A B C Dとありまして、業務が順調に実施されていればA、おおむね順調に実施されていればB、順調に実施されているとは言えない場合にC、ほとんど実施されていない場合にはDというような基準にしております。

②番は昨年新しく加えた部分でございますが、指標を達成しているか未達成であるかということを基準とする場合は、達成している場合にA、未達成の場合にDとしております。

③番ですが、分科会委員の協議により評価するとされている場合は、法人から夏に事業の実績について報告を受けまして、満足のいく実施状況であればA、ほぼ満足のいく実施状況であればB、やや満足のいかない実施状況であればC、満足がいかない実施状況であればDと判断いただくことにしております。

協会は業務の実施報告書及び自ら行った評価を記入した評価表を提出し、それらについて説明を行うものとする。これは例年7月の分科会で行っているものです。なお、各項目の自己評価がCまたはDの場合は、業務運営の改善措置を明らかにするとあります。

評価については上記資料を参考にし、分科会委員の協議により客観的に行う。

委員の協議により、特に優れた業務実績を上げていると判断された場合には、上記①及び③に規定する区分に加え、A+と評価できるとございます。

「3 総合評価」についてです。総合評価は分科会が定める総合評価表に基づき行う。

総合評価は、項目別評価等を総合し、当該事業年度における協会の実績全体について行う。

総合評価は、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めた評価を行う。

必要に応じ、業務の改善その他勧告すべき内容を記述するという方法で行っていきたく  
と思います。

「4 評価結果の通知及び公表」についてですが、評価結果は独立行政法人通則法第32  
条に基づき、協会及び政策評価・独立行政法人評価委員会に遅滞なく通知するものとしま  
す。

評価結果は遅滞なく公表するものとします。

業務運営の改善その他の勧告の必要がある場合には、内閣府独立行政法人評価委員会の  
議決を求めるものとし、勧告を行う場合には独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条  
第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聞  
かなければならないとしています。

評価基準の見直しについては、事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものと  
する。

このような方法でもって来年24年度の評価も行っていきたいと考えております。これは  
案ですので、また御意見があれば後でまとめてにしますか。

○上野分科会長 まとめてということにしましょう。

○山崎事務官 そういう評価基準の全体の土台になるものです。

では、先ほどの資料3の3番にありましておおり、総合評価表の案について提示させて  
いただきます。これも23年度の業務実績評価と全く同じ表になっております。もし先生方  
の中で追加したい項目などがあればおっしゃっていただければと思います。

次に資料5なのですがすけれども、項目別評価表について、修正点のみで恐縮ですが説明さ  
せていただきたいと思います。

3ページ目になります。24年度計画の項目に赤字になっている部分がありますが、「内  
部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内  
における会計監査人からの意見及び『コンプライアンス委員会』からの意見の聴取内容や、  
会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員  
に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアン  
スの徹底を図る」ということで、北対協ではコンプライアンス委員会を設けて意見の聴取  
を行っておりますので、それをその他会計監査人からの意見などに追加したものでござい  
ます。ですので、評価指標におきまして、2マス目になりますが、「財務諸表監査の枠  
内における会計監査人からの意見及び『コンプライアンス委員会』からの意見の聴取内容、  
会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討  
したか」という評価指標にしております。

よろしければ、次、4ページ目をご覧ください。「国民世論の啓発」の年度計画になり  
ますが、追加されている部分、「啓発事業の効果を把握するための指標については、参加  
者へのアンケートを通じてその内容の検討を進める」とあります。これは前回も言われた  
かと思うのですがすけれども、北対協の事業の効果を把握するための指標について検討すると

いう中期計画がございまして、最終年度でございまして、評価指標といたしましては、1つ飛ばしまして6マス目をご覧いただければと思いますが、「参加者等へのアンケートを通じてその内容の検討を進め」、内容というのは指標についてです、「一定の結論を得たか」という指標にしております。

評価指標の1つ目のマスのところにあります、取り消し線をしてありますが、独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針に基づく低コスト型の活動を推進することにより一層の効率化を図っているかという指標については23年度実施済みですので削除させていただきました。

6ページになります。(カ)の23年度計画のところは「『北方領土返還要求全国キャンペーン』を実施する」となっていたのですが、24年度につきましては「『北方領土ふれあい広場』を実施する」という計画になっております。

ふれあい広場の評価指標といたしましては、「ふれあい広場(仮称)」と計画のところでは書いていますように、実際のイベント名は「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」という全国北方領土啓発イベントになっておりますので、これは予定どおり実施されたかという項目にしました。

2項目なのですが、「効果的に事業を展開するに当たり、必要な工夫・改善を行ったか」とあります。「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」というのは先生方も御案内だと思っておりますが、全国24カ所でしたか、全国各地を順々にイベントをして回っていくものですので、1つAという会場であった改善点などをちゃんと次のBという会場で生かしたか、そこで蓄積されたもったこうしたほうが良いというような工夫を開催期間中にきちんと行ったかという指標です。

3つ目のマスですが、「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」というイベントは国民世論の一層の啓発に効果的であったか。この効果については実績報告の際に北対協のほうからいろいろな面で報告があると思っておりますので、それを聞いてということにしたいと思います。

ふれあい広場になりまして、全国キャンペーンのときに行っておりました参加者アンケートの結果と県民会議の反応状況は、若干事業の性質が違いますので削除させていただきました。

7ページをお願いします。こちらは青少年向けの啓発事業についてなのですが、24年の計画では、この赤字のところなのですが、北方領土問題青少年現地研修会、北方領土問題教育者現地研修会、青少年と教育者をこれまで合同で行っていたものを別々の企画としてそれぞれ対象に応じた事業をするということで分かれております。もう一つ、北方領土青少年等啓発列車が計画として入っておりますので、この3つの事業を評価指標のところ、アンケートのところにも青少年現地研修会、教育指導者現地研修会、北方領土青少年等啓発列車と入れております。

下段のほうにございます「副教材ソフトの作成」と「デジタルライブラリーの構築に向

けた元島民に対するインタビュー映像の作成をはじめとした各種コンテンツの作成」は23年度に終了しておりますので削除しております。

次の8ページをお願いします。(イ)のところなのですが、追加してありますのは、先ほど「副教材ソフトの作成」が項目にあったかと思うのですが、23年度につくったものを、教育者の県民会議のほうです、学校教育において活用いただけるように北方領土問題教育者会議に必要な啓発資料、資材及び学習教材集の提供を行うということで、作ったものはこちらで活用するというので1つ入っております。

その学習教材集も1つ評価指標の中に立っておりますが、設立済みの会議への支援状況だとか、設立への支援というところに読み込めますので、ここでは新たに指標を追加することはしておりません。

ただ、(ウ)のところですが、今回新たに「県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う」ということで、24年度の事業といたしまして青少年現地視察事業が追加になりましたので、県民会議に対しての適切な支援を行うという年度計画に対して「事業への支援状況及び内容は有益であったか」という指標を追加いたしました。

8ページ目の一番下なのですが、「わかりやすい情報の提供」のところでも最後の「同ホームページの一層の充実に努める」が落ちておりますが、これは23年度に北対協のホームページを新しくリニューアルいたしまして目標も達成しましたので、指標も落としました。ただ、冒頭にございます「インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め」というところは変わっておりませんので、指標を減らすというよりは、これまでもやっていたことではあるのですが、明示的に「インターネットを活用した積極的な情報発信の状況」ということで指標に加えさせていただきました。

9ページをお願いします。次は四島交流についてなのですが、御存じのとおり24年度から後継船舶「えとぴりか」が就航いたしまして、試験就航について年度計画に盛り込まれております。

「①試験運航の実施」ということで「後継船舶の就航に伴う試験運航を関係者のみで実施する」という計画に対しまして、「試験運航の実施状況」を評価指標に入れております。

上のマスの取り消ししてある部分につきましては、先ほどの啓発の部分でもありますが、独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針の中に「交流事業の実施手法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る」という見直しの方針がございまして、四島交流の参加者から食費見合い分ではございますが、自己収入源として参加費をとるという結論を出して24年度から実施しておりますので、ここは指標から落とさせていただきます。

次の10ページをお願いします。これも後継船舶の関係なのですが、24年度から業者と協定を結んだ協定書に基づいて備船及び運航委託契約を締結して事業の実施をするというところがございます。評価指標のところはこれまで「後継船舶の確保に向けた業務の進捗状況」となっておりましたが、計画に沿って「後継船舶に関する協定書を締結した事

業者と傭船及び運航委託契約を締結したか」ということで「実施」「未実施」ということで評価基準にしております。

「船名の公表内容」は平成23年度に終わっておりますので削除いたしました。すみません、消えてしまっていて見にくくて申し訳ございません。

次に調査研究のほうなのですが、年度計画のところでは追加されておりますのが赤字の「また」以下になります。「また、選定したテーマ及び公表したレポートについて、返還要求運動関係者等へのアンケートを通じて効果を検証し、より分かりやすいレポート等の作成に努める。その他、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する」。今年度は中期計画にございました「国際シンポジウムについては、開催することとする」というのが年度計画に入っております。

調査研究のところ、前回の3月にも先生方の中で御議論いただきましたが、実際ホームページを通じて調査研究を公表して終わりなのかどうかというところがありまして、公表して終わりなのではなくて、そのレポートを返還要求運動関係者たちにアンケートをとって、どういう効果というか、活用をきちんとされているのかと。その結果に基づいてまた見直しをしていくことも必要なのではないかと御意見がございましたので、公表して終わりではなくてその結果をきちんとフォローしていっているかという評価指標を追加させていただきました。

プラス国際シンポジウムを開催するということですので、「国際シンポジウムの実施状況及びその効果」を指標に入れております。

では11ページをお願いいたします。「元島民等の援護」という項目でございますが、追加になっております。「特に、元島民後継者の組織化・活性化を図るために、『後継者活動委員会（仮称）』の設置等、元島民後継者の活動について支援する」というのが計画に追加になっておりますので、評価指標のほうにも「元島民後継者の活動に対する支援の内容」を追加させていただきました。

次の行でございますが、これも前年度から引き継ぐような形で年度計画が立てられておりまして、これまで団体が情報として収集保存してきた戦前の貴重な北方領土の写真だとか自由訪問、北方墓参で撮ってきた写真を現在の北方領土の写真との移り変わりを中心にしてCD-ROMや啓発パネルを作成するという元島民団体の事業に対して支援を行うということが計画に入っております。ですので、評価指標のほうにも「これまでに収集保存した資料等の編集及び保存等に対する支援の内容」が適切であったかどうかというのを見ていただければと思います。

次は融資になります。12ページです。融資事業につきましては、御存じのとおり23年4月から貸付限度額の見直しを行いました。これは年度計画から落ちておりますので、評価指標としても落としてあります。

「①融資制度の周知」のところには「平成23年4月の貸付限度額変更及び生前承継認定

基準改正等の内容をはじめとする融資内容及び手続の方法について」きちんと周知するという計画になっております。これは内容が変わっているだけで、ちゃんと説明しているかという指標には変わりございませんので変更しておりません。

13ページでございます。こちらも形式的ではあるのですが、ちょっと見にくいのですけれども「③リスク管理債権の適正な管理」のところの「(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の22年度末平均比率2.99%以下に抑制する」。パーセンテージが違いますので直しております。それに対応して評価指標のほうも22年度末の2.99%以下ということで修正しております。

(エ)のところなのですが、これも23年4月から住宅資金が統合されたことによりまして「住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する」と内容が変わっておりますので、評価指標のところも「住宅資金(うち増改築等)」としまして、対象がわかるようにしております。

次に15ページになりますが、「施設及び設備に関する計画」ということで、24年度は施設整備費がございませんでしたので、年度計画もなく指標も落としております。

修正点は以上になります。長々と失礼いたしました。

○上野分科会長 ありがとうございます。

以上の御説明について、御質問、御意見等はございますでしょうか。

○石川委員 先ほどいただいている別紙1の2ページ目に政独委からの指摘で「評価指標の妥当性」がありました。これが今回の評価にどのように反映されているのか、が気になります。例えば新しく作成された6ページ目のイベント「『今が、知るとき。ちゃんと、北方領土』は国民世論の一般の一層の啓発に効果的であったか」ということがあります。通常は例えばヒアリングをして確かに行われていたかを、確認すると思われま。たしか昨年もこれに関連して政独委からの指摘があったように記憶しています。もう少し細かく指標を設けるほうがいいのか、それとも、ヒアリングして確認しましたというほうがよいのかということです。気になることは、妥当な評価の指標を設けているのかどうかということなので、そのあたりをどのように判断すればいいのでしょうか。

ほかにもそのよう点がいくつかみられました。8ページ目の「事業への支援状況及び内容が有益であったか」ということ。その有益性をどのように判断すればいいのか、もう少し具体的な指標を設けるのか、それとも、ここに記載されているとおりでいいのか。私はよろしいと思うのですが、そこら辺のところをどのように判断していくのか、危惧されます。ほかにも、例えば11ページの2つ目の「研修・交流会の開催により望ましい効果を得られたか」というその望ましい効果とは何であったのか、その前だと10ページの一冊下の「国際シンポジウムの実施状況」については実施を確認したとしても、「その効果」はどのように判断するのかという。これらの評価が政独委が指摘する「評価指標の妥当性」に果たして応えるものであるのかどうか心配されます。

○山崎事務官　こちらは全法人を見た政独委が述べていて、23年度の評価を見てこう言っております。北対協の分科会では昨年大幅に変えまして、きちんと内容を先生方が見て、法人から詳しい報告を受けて協議するという方針に変えて、公文書館のようにと比較するのもあれなのですけれども、個別の指摘は受けておりませんので、この方針でよかったのかなという判断をいたしまして、「その効果」というものを多く用いております。できるのであれば、アンケートの結果のように80%以上とかいうふうにできればもちろんいいでしょうけれども、支援をするという目標に対して効果を数字ではかるのが指標の策定に当たってなかなか難しいものですから、逆にもし何かこういった指標があるということが先生方の中であればそのように修正いたします。

○石川委員　私も、具体的な数値をとということよりも、「効果」をどのように判断するかが、どうも難しいのではないかという気がしています。

○山崎事務官　6ページになりますが、例えばふれあい広場のところでイベントの参加者数は1つ明示的に人数の多寡によって、1万人来たと思ったらそれはよく頑張ったねということになると思いますし、23都市でやって100人だったというともうちょっと頑張りなさいよというのが結構わかりやすいと思うのですけれども、だからといって1万人来たからいいのかと言われると、そこはまた判断が分かれるところだと。そういった意味で評価指標としては、参加者数は一つメルクマールになるけれども、評価基準として何人以上だったらい、何人以下だったらだめだということとはなかなか言いづらいのではないかと。そこを基準に考えると、そこが一番わかりやすい例をとって、すみません、先生方に見ただくに当たっての私の考え方なのですけれども、わかりやすいものを土台に置いて評価の指標を考えたときに、国民世論の啓発という大きな目的は書かずともそのためにやっているのでもいいとして、「国民世論の一層の啓発に効果的であったか」というものの「効果」は、皆さんがより関心を持ったとか、初めて知ったとか、そういったことが表にあらわれてくるような、アンケートでないにしても自由討議の書き込みといえますか、そういったものが何件あったというものを、実施した北対協に自分たちの事業を事業後にちゃんと見つめ直してもらって先生方に報告していただく。その報告の内容でもって決めていただければ、政独委のほうにもこの分科会の議事録は通知されますので、そこできちんと判断いただけるのではないかなと思います。

○石川委員　わかりました。

○上野分科会長　石川先生のおっしゃっていることは理解できるのですけれども、例えば「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」が効果があったかなかったかというのは、例えば、私は教師をやっているんで、事後的にテストをしないと効果がわからないのではないかという気がします。つまりイベントをやる前に、テストと思ったらみんなびっくりするでしょうからちょっとクイズみたいなものやってみて、終わった後でまたやってみて、みんながいろいろなことがわかると点数が上がるというか、厳密に言ったらそういう類の話です。だから結局これまでもそうだったのですが、アンケート調査とか、あるいは感想



文という類いのものをやるわけで、まさかテストをやるわけにもいかないで、そういうやり方で効果があったということを具体的に示してきたということだと思ふのです。けれども、我々としてはそういう説明を北対協のほうからお伺いして判断するしかないのかなという感じではあります。ただ、自画自賛にならないようにしないといけないという、そこだとは思ふのです。有意義であったと一方的に主催者側が言っているわけでは必ずしもないと、実際参加者が有意義であったということがわかるような形で我々が北対協さんの説明を伺うという、評価基準は協議により判定するということですので、そういうことになるのかなと私は思います。ですから、文言としてはこれでいいのかなという感じですがけれども、ただ「効果」という言葉が言葉的に引っかかるのですか。

○石川委員 これについては、仕方がないなというのはわかるのですがけれども、私たちが判断する効果の意味と、例えば政独委が判断する効果の意味については必ずしも一致していないと思われまふ。また、効果を測定するために、「試験をしましょう」とか、そのようなことは別に求めているわけではな。その辺はどうでしょう。

○上野分科会長 ただ、それはどうなのでしょう。評価基準のところ、我々が協議の上、判定するとなっているので、もし効果的であったというふう結論を出すとしたら、その結論を導くそこまでに至る文言ですか、そこを政独委が理解できるような形で書くというか、納得できるような形で書くというか、そういうことになりまふね。

○石川委員 わかりました。

○上野分科会長 そのほかに御意見ありまふか。

どうぞ。

○大隈委員 私が実際に評価をするときにしにくいなと感じたのが、今の6ページのところの例でイベントの参加者数と出て、確かに1万人とか場所によって違ふとは思ふのですが、実施するときに場所等で計画は立てられていると思ふのです。そうしたら、せめて計画どおりなのか、または計画を下回るか何かがないと、この書きぶりによって、聞いたら、あ、妥当ですねと多分答えてしまふのかなと。だからせめてそれくらいは評価基準のところに入れていただいたほうがわかりやすいのかなと思ふのが1点。

もう一つ、11ページなのですが、評価指標の上から4つ目でのところで「元島民後継者の活動に対する支援の内容」は随分あっさりしてしまっているのですがけれども、これはこういうものなのかというのをお聞きしたい。

あともう一つ、最後に3ページなのですがけれども、2つ目のところで赤字で会計監査人と監事さん等が出てくるのですがけれども、会計監査人の監査と監事さんの監査ということで監査の有効性、効率性を高めるためには事前に監査計画の段階からディスカッションされることがすごく有意義だと思ふのですがけれども、ここはそういうものも全部含んでという理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

○上野分科会長 お願いします。

○山崎事務官 先ほどの3ページの監査計画のほうからということなのですが、すみません、そこまで特に載ってなくて。

○大隈委員 下の職員さんに周知させるほうが目的という感じですか。

○山崎事務官 そこに監事の方も座っていらっしゃるんですが、監事の方は監事の視点で北対協の業務をご覧になって、会計監査人のほうは会計監査人の視点でご覧になって、その多角的な視点で見たもので職員のほうにこういう視点で見るとこうなんだよと、指示語ばかりで申しわけないですが、それをきちんと周知して改善に生かしていく。監査計画を職員がその場で見てもわかるものなのですかね。その辺が。

○大隈委員 多分この書き方で、下の職員に対する周知のほうにフォーカスされているのだったら計画のことまでという話にはならないです。その前提になる監査の有効性を考えた場合には前段階でももちろん監査の視点が違いますので、そこについて通常の監査ですとあらかじめディスカッションを行いますので、それも含まれていて、そこを職員の方に周知するかというと、それは余り関係ないのかなと思います。

○山崎事務官 では、2段に分けてもいいかなとも思うのです。2個目の段については内部統制が今回きちんと見る項目に上がっておりましたので、それをちゃんと職員に還元して内部統制をするということに主眼を置いてやっておりました。そして、監査計画については切れてしまっているのですが、上から6番目のマスに「当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか」というところがございますので、先ほど大隈委員がおっしゃったように、監査計画の有効性、監査の有効性をまず1つ立てて、きちんと監査法人の方たちの結果を職員に周知してフィードバックするというのを2つ目に立てて、その結果、また課題に対応するための計画を適切に作成しているという3つでもいいと思いますし、もう3つ目の計画が適切に作成されているかということと全て読むということでもいいと思いますが、いいですか。分けますか、どちらでもいいです。

○鶴田総務課長 評価基準で評価を受ける側が発言してはいけないのかなと思っていたのですが、大隈委員がおっしゃっている監査計画は、会計監査人が1年間こういう監査をしますよという計画のことをおっしゃっているのですか。

○大隈委員 そうですね、それとあと監事さんは監事さんの視点でこういうところを見ますよと言いますと、それを最初にディスカッションしますと、もともとの視点が違いますからダブる部分はないのかなと思いますけれども、途中で意見交換等をするとうごく有効になるケースがございますので、それについてはどうなっているのかなということです。

○鶴田総務課長 そちら辺につきましては実績のところには記させていただく形になると思いますけれども、会計監査人の独立性と内部の監事さんの独立性それぞれの立場が一緒になってやってしまうとぐしゃぐしゃになってしまうような気がしてならないのですけれども、連携をとってやるということをおっしゃっていただいているわけですね。よくわかりました、ありがとうございます。

○山崎事務官 以前も大隈先生から総合評価表の部分でそのような御指摘があったかと思

いますので、それは引き続き北対協のほうに実施していただくということで実績に書くということによろしいでしょうか。

○大隈委員 はい。

○山崎事務官 ありがとうございます。

では、もう一ついただきました6ページの人数についてです。これは私も北対協のほうに伺いたいのですが、人数の計画は企業とのやりとりの際あたりするのでしょうか。もしあれば先生の評価基準を採用したいなと思うのです。

○鶴田総務課長 大変申しわけございません。今、3月なので、既に事業が全て終わっている、今年度23件やっております。23カ所の会場を探して不特定多数の人間が集まる場所というところでやっておりますので、あらかじめ何人というような計画を立ててやっているわけではありません。1人でも多くの人間、不特定多数の人間ということによってやってまして、ただ結果としての人数を御提示することは、23カ所何人集まったか、何人参加してくれたかということは実績のところさせていただくつもりであります。ただ、あらかじめ計画があったかと言われると、大変申しわけございません、何人ということ計画を立ててやっているわけではないので、その辺は御了承いただきたいと思います。スタートの段階でこういう形でやってこういう形の比較をするぞと言っていたら、非常に難しい部分もあるのですけれども、可能だったと思うのですけれども、今年度についてはこういう形でやっていないというところがございます。

○大隈委員 了解いたしました。

○山崎事務官 では、最後11ページ、元島民に対する必要な援護の「元島民団体が行う返還要求運動等に対する適切な支援の内容」ということですが、従来ここの実績のところ今年度こういう支援をしましたということを書いていて、その内容について御判断いただいていたかと思うのですけれども、ここを具体的に、例えば交流会はここに書いていますね、あと具体的なものに。

○大隈委員 これは従来からこういう書き方でしたか。

○山崎事務官 そうです、今回すみません、いじっては。

○大隈委員 何か変更になった箇所ということではないのですか。

○山崎事務官 赤字のところは修正した部分なのですけれども。

○大隈委員 「元島民後継者の」。

○山崎事務官 すみません。1個上を見ていました、大変失礼いたしました。今回24年度にもともと内閣府のほうで持っておりました元島民の後継者の方への予算を北対協に移し替えをしまして、増額の上もっと手厚い支援をするということでやっております。そこで「元島民後継者の組織化・活性化を図るため、『後継者活動委員会(仮称)』の設置等、元島民後継者の活動について支援する」という項目が付け加わっています。それに対応する形で「元島民後継者の活動に対する支援の内容」とあるのですが、確かに1つは後継者活動委員会、千島連盟青年部だとか2世3世が行う活動について北対協がどういう支援を

するのか、そこは国がこういう支援をしなさいというのではなくて、北対協が自立的な運営の中で千島連盟のこういう活動について補助をするとか、そういったことを決めてやっていますので、そういった内容を含めて全て聞き取っていただいて、それは効果的であるかどうかを見ていただきたいという意味でございました。説明不足ですみません。

○大隈委員 わかりました。

○上野分科会長 そのほかに何かありますか。

では、渡邊さん。

○渡邊委員 ちょっと本論から外れるかもしれない、単なる質問なのですけれども、元島民の数が減っていますね、1世の方々。今、どのくらいになってしまっているのですか。もしできましたら、今でなくてもいいのですけれども、簡単に。

○荒川理事長 1世の方はもう7,000人くらいになって、当初1万7,291人という数がいらしたのですけれども、基本的にどんどん減って、生存されている方は平均78.7歳とか。ですから、これもあと1年2年ごとにどんどん平均も高くなっていくということで、非常に心配している状況です。

○渡邊委員 そうしますと、その人たち、もちろん2世3世もいるわけですが、1世の方々への支援の中で一番重要な項目と言うと変ですけれども、健康上の問題とか何か。

○荒川理事長 後から報告があると思いますけれども、融資のところで、御融資しているのですけれども、基本的にもう高齢者になっていますので、融資しているわけですから、差し上げているわけではないので、弁済していただく、返していただくということをしているのですけれども、本当に大変。

この間も御報告したかと思うのですけれども、要は20万円融資してほしいという方があった。何にお使いになるのですかと言ったら、ずっと漁師さんをやっていて、御主人も島民の方で、結局御主人も亡くなって、網ですとか漁具を入れている小屋を消防法で取り壊せということで、その小屋を取り壊すために20万借りたいのだという話もある。でも、20万をお貸ししても、返済できないのではないかと。ただ、我々の融資は逆に限定されていますので、連帯保証人の人たち、元仲間だとか御家族の人たちがきっちりやってくれます。ですから、ほかの民間の融資などよりは返済のリスク、償却率はすごく低いのですけれども、逆に言うと、保証していた人たちももう連絡がとれなくなって、誰々さんがお亡くなりになったのでこれは連帯保証人の方にお願ひしますといったとき初めて、何とかは死んじゃったのかとか、そういう状況もあります。ここで言うのも何ですが、本当に1日も早くこの問題が解決していかないと、1世の方の生存の問題とか、また返還されたときに戻るときの体力もなくなって、いろいろな手続だとかがありますし、ですから融資は一応対象者ということで、1世ではない方も、2世3世の方も融資できる対象にして、ですから逆に言うと、継承していただいてしっかり返せる方にやってもらうという方策も、今、とったりしています。

すみません、失礼しました、正確には7,400人ということで申しわけございません。

○佐々木専務 融資の関係を含めて説明させていただきますけれども、現在、戦後67年ちよつとたっておりますので、終戦直後まで四島におられた方でももう67歳。昭和23年まで当時のソ連人と共生する形で住まわれた方も何人かいる。その間に生まれた方もいらっしゃいます。23年に最後に引き揚げてきていますので、その方でも64歳と非常に高齢になっていますので、実際にお仕事をされている人はかなり少なくなっている。今、理事長が申しあげましたように、2世などに承継されて融資を利用されている方が大半になっております。融資の名目としては元島民の方の生活の向上なり事業の安定なりを図るということですので、その方の生計を維持していくという名目で融資で支えるという側面はあるかと思えます。

それから、融資と離れますけれども、先ほど説明のありました中期計画の中にも12ページのあたりにありますけれども、計画の中で「元島民等の援護」という項目を設けて、先生がおっしゃられたような観点も若干含めてやっていると理解しております。特に自由訪問などの支援ということで、非常に高齢の中で船に乗って島に行かれていろいろなものを見てきたいという方に対してはなるべくそういう面でのサポートをしてあげるといった側面はあろうかと思っております。

○上野分科会長 ほかに何かございますか。

○山崎事務官 項目別評価表の5ページ目を開いていただけますでしょうか。すみません、1つ修正の抜かりがございました。評価項目の一番下の(オ)のところなのですが、「広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する」の「(iv) その他啓発効果の高い掲示物による啓発」というところ、設置が23年度の目標だったのですが、「掲示物による啓発」ということで修正がありましたので評価指標をあわせて修正しなければいけなかったのですが、修正を抜かしておりました。「その他啓発効果の高い掲示物による啓発の実施状況」という形でここを合わせる形で修正したいと思います。大変失礼いたしました。また修正したものを後ほどお送りいたします。

○上野分科会長 ほかにありますか。

私からですが、極めて形式的なことですが、まず確認ですが、例のイベントのタイトル「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」の「『今が』」の後ろのかぎは2箇所外すわけですね。

○山崎事務官 すみません、失礼しました。

○上野分科会長 その次、7ページの下の方なのですが、これも極めて形式的な話ですが、評価項目の出る順番と評価指標の順番が合っていないのです。評価項目のほうは北方領土ゼミナールの次にスピーチコンテストが出てきて、北方領土青少年等啓発列車が3つ目なのです。他方、評価指標のほうは啓発列車が先に出てきてスピーチコンテストが後になっているのですが、それは上下入れかえたほうがいいのですか。

○山崎事務官 すみません、80%以上という「有意義だったとの回答割合」というところをそろえたくてそうしてしまいましたので、スピーチコンテストのほうを「各種研修のA

ンケートの結果」の上に入れると、個別のものは上に、アンケートをとっているものは下段にまとまるような形できれいなのですかね。今、スピーチコンテストの部分を「各種研修のアンケートの結果」「有意義だったとの回答割合」の欄の上に入れる。

○上野分科会長 評価項目の列と評価指標の列は別に順番が一致していなくてもいいのですか。

○山崎事務官 そうですね、特段。

○上野分科会長 だったら現状のままでいいです。非常に、極めて形式的な確認だけだったのです。

ほかに何かございますか。

そういうことであれば、若干修文の可能性のあるところもありますので、直したものをまた明後日までの間に送るといことですか。

○山崎事務官 今回項目別評価表は親委員会では上りませんので、これに基づいて北対協が7月に報告します。事業報告書を作るので、早目に3月中くらいに固まれば大丈夫だと思いますので、お気づきの点があれば何でもおっしゃってください。

○上野分科会長 そういことですので、お持ち帰りになって、もしまた後で何かお気づきの点があれば事務局のほうにおっしゃっていただければと思います。修文等、それほど内容に大きくかわからないことについては、分科会長である私と事務局のほうのやりとりで処理させていただきます。何か重要なことであればメール等でお伺いすることもあるかもしれませんが、一応そういうことで細かい修正が若干ありますが、本当にわずかな修正だけですので、全体としてはこれでやっていただくといことでもよろしいかと思ひます。

それでは、次の議題として業務方法書の一部変更について北対協のほうから御説明をお願いします。

○佐々木専務 北対協専務理事の佐々木でございます。

それでは、まずは業務方法書の一部変更について説明させていただきます。資料6をご覧いただきたいと思ひます。

改正点が2点ありまして、まず1つは業務方法書の第3条第3号になります。次のページ以降に改正の案が載っておりまして、第3条後半のところの下線を引いている「北方領土問題にふれる機会の提供」という部分です。これは現在は「わかりやすい情報の提供」という文言になっておりますが、新しい中期目標、それから、先ほど説明のありました中期計画（案）の中でもこれに対応する項目が「北方領土問題にふれる機会の提供」という文言に変わっておりますので、その表現をそろえるために同じ表現にしておるものでございます。

2点目でございます。北方地域旧漁業権者等に対する融資の関係の変更でございますが、貸付利率の一部変更です。第8条第2項第1号のところの貸付条件について「別表のとおりとする」とありまして、この中に貸付利率が記載されております。実際のもの細かいので、最初のページに戻って御説明させていただきたいと思ひます。利率の変更は4月と

10月の2回定例的に行っておりますが、今回は4月分について直近月の3月の利率に基づいて変更するものでございます。本日の時点では3月の利率が出そろっていませんので、参考として2月の利率で説明させていただきます。

まず償還期限が1年超3年以内の経営資金に関してですが、基準としている日本政策金融公庫の経営改善貸付の利率が1.65%となっております。北方地域旧漁業権者等その他の者の営む事業及びその生活に必要な資金を低利で融通させるという法律の趣旨を踏まえまして、設定水準を基準利率の80%としておりますことから、新しい協会貸付利率を1.32%としたいと考えております。この場合現行の利率との比較では0.08%の引き下げとなります。

次に同様に住宅資金に関してであります。住宅金融支援機構と民間金融機関512機関の提携による証券化ローン「フラット35」の全国平均利率が2.191%であり、その8割となる1.75%としたいと考えております。この場合現行の利率から0.1%の引き上げとなります。なお、漁業、農畜産林業、商工業に関する貸し付けについては今回利率を改定したいと考えている償還期限がやや長めの経営資金のほかに、事業設備資金と償還期限が1年以内の経営資金がありますが、それぞれ基準としている漁業近代化資金の利率、それから、北海道の制度資金である漁業振興資金の利率に変更がありませんので、現行のまま据え置きたいと考えております。

以上が業務方法書の一部変更についてでございます。

○上野分科会長 よくわかりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に平成24年度長期借入金・償還計画について北対協のほうからお願いします。

○佐々木専務 引き続きまして、長期借入金とその償還計画についての御説明に入らせていただきます。資料7になります。

1番に借入を必要とする理由を記載しております。北方地域旧漁業権者等に対する漁業、その他事業及び生活に必要な資金の貸付財源、これは新たに貸し付けるための原資及び長期借入金の一部返済原資として市中金融機関から借入れるものでございます。なお、当協会の年間の総貸付枠は業務方法書において14億円以内と定められております。

次に「2. 借入金の額」ですが、総借入金額は15億1,980万円とする予定です。その内訳は有担保借入れが2億4,980万円。これは基金として積み立てられている10億円を担保として借入れるものでございます。無担保借入れについては12億7,000万円となっております。

「3. 借入の予定先」ですが、長期借入金の安定した調達を図るため、北海道の地方銀行である北洋銀行その他4金融機関、全部で5金融機関からの借入を予定しております。

「4. 借入金の利率」ですが、有担保借り入れについては1年物の定期預金預入利率の0.025%に0.5%を上乗せした合計0.525%とする予定です。無担保借り入れについてはみずほコーポレート銀行発表の長期プライムレートを適用する予定です。現段階では1.15%ですけれども、実際は借り入れを予定している26年3月の長プラのレートを適用することになります。

「5. 借入金の償還の方法及び期限」ですが、償還方法につきましては年1回支払いする年賦元金均等償還とする予定です。償還期限については借り入れた翌事業年度に第1回の償還を行い、7年以内で償還する予定としております。

「6. 利息の支払の方法及び期限」ですが、支払い方法については年2回の半年ごとの後払い、支払い期限については元金と同様とする予定です。

次のページにまいります。次に平成25事業年度における長期借入金の償還計画について御説明いたします。

2つ表がありますけれども、上の表からご覧いただきたいと思います。左から24事業年度末の長期借入金の残高見込み額は一番左の数字、46億9,120万円です。平成25事業年度の新規借り入れ予定額はその右側にありますとおり15億1,980万円です。一方、償還予定額はさらにその右側にありますとおり11億6,480万円で、年度末の借り入れ残高は24年度の残高見込みに新規借り入れの分を足して償還予定の分を引いた残り50億4,620万円となる見込みです。一番右側の数字です。詳細については次のページ以降の表にまとめてございます。

次に償還の方法及び償還の期限についてでございます。その下の表にあります25年度に借り入れを予定している15億1,980万円の償還については、26年度を第1回として、平成31年度まではそれぞれ2億1,720万円、32年度は2億1,660万円で行うことを考えております。

以上で長期借入金についての御説明を終わらせていただきます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、これもこのまま了解するというので、先ほどの説明のありました業務方法書の一部変更とただいま説明のありました長期借入金・償還計画につきましては15日の内閣府独立行政法人評価委員会の意見を聞くことが予定されております。

最後に事務局から今後の予定の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。  
○山崎事務官 では、資料8をご覧ください。先ほどから上野分科会長にアナウンスいただいているのですが、今週金曜日、3月15日に内閣府独立行政法人評価委員会親委員会がございまして。そこで北対協第3期中期計画についてと本日先ほど説明していただきました業務方法書の変更、長期借入金・償還計画についても説明されます。

あわせて2つ目になるのですが、中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱いということで参考資料に載せました参照条文にも上げましたけれども、中期目標期間、この5年間全体についての実績評価を夏にあわせてしていただくこととなります。先生方には昨年20年～23年を仮評価としてやっていただいたと思うのですが、総合評価表と同じような形式



での様式でやっていいかということをお先生方皆さんに政策評価広報課のほうからアナウンスがあると思いますので、もし何かありましたらそのときにおっしゃっていただければと思います。

次に農林水産省独法評価委員会水産分科会についてなのですが、今回開催するに当たってこのように会議の形をとらないで、持ち回りでの開催と聞いております。そこでも中期計画について御意見を伺いまして、業務方法書、長期借入金・償還計画についても御意見を伺いまして、いつもの対応になるのですが、主務大臣、農林水産省と内閣府とで財務省に協議をしまして確定ということになると思います。

それで今年度24年度の5年に一度の大きな改正は終わるのですが、その後6月に委員の先生方の改選がございます。こちらは政策評価広報課のほうから先生方に御連絡が行くと思いますので、よろしくお願ひします。

それと2年越しになるのですが、この委員の改選が正式に終わりましたら、次7月8月の分科会が2回ございますが、その前か後か、大学も夏休みになると思いますので、一度現地の北方館だとか、日程の合うところでまた準備したいと思いますので、よろしくお願ひします。

分科会についてなのですが、こちらは例年と同じく財務諸表と業務の実績について北対協から説明がありまして、あわせて5年間の実績に対するヒアリングがございます。その次の8月のときに本日決めていただいた基準に指標を見ていただいて、先生方の評価をいただく、親委員会でも分科会としてこういう評価をしたと発表いただいて24年度の評価という流れになります。

以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

本日予定された議題はこれで全て終了いたしました。

分科会についてはこれで閉会といたします。本日はお忙しいところを長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございます。